

10月から市民税・都民税の公的年金等からの特別徴収(引き落とし)がはじまりました

～年金受給者で公的年金等からの特別徴収の対象となっている方へ～

公的年金等を受給されている65歳以上の方の公的年金等から算出される市民税・都民税について、10月支給の公的年金等から1回目の特別徴収(引き落とし)が開始となりました。

なお、制度の内容については、市報1月15日号、6月1日号、8月1日号、10月1日号、市HPにも掲載していますので、ご確認ください。
市民税課 田(☎460-9827・9828)

*引き落としの対象となっているかの確認方法

平成21年6月10日に発送した納税通知書3ページ下段に、引き落としされる金額と支払者の名称等が記載されている場合、引き落としの対象となります。また、6月10日の納税通知書発送後に対象にならなくなった方には、非対象者となった旨のご通知をお送りしています。

*引き落としの対象となる公的年金等

老齢基礎年金、老齢年金、退職年金などです。なお、引き落とす税額を計算する対象となる公的年金等は、引き落としの対象より範囲が広く、国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金などがあります。
障害年金・遺族年金などの非課税の年金からは、引き落としはされません。

公的年金等からの引き落とし方法

例：市民税・都民税の年税額が平成21年度100,500円・平成22年度100,000円(収入は公的年金等のみ)の場合

【平成21年度(初年度)年税額100,500円の納め方】

6月と8月は昨年度までと同じく個人納付で納めていただきました。10・12・2月は年税額の2分の1を各月に割り振り、公的年金等から引き落とします。

月	普通徴収		公的年金等から特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	25,500	25,000	16,800	16,600	16,600

税額の2分の1に相当する額を特別徴収

【平成22年度(次年度)年税額100,000円の納め方】

4・6・8月は前年度の12・2月の税額と同額を公的年金等から引き落とします。10・12・2月は平成22年度の年税額から4・6・8月の税額を差し引いた残りの税額を各月に割り振り、公的年金等から引き落とします。

公的年金等から特別徴収					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
16,600	16,600	16,600	16,800	16,700	16,700

前年度12月・2月と同額を仮特別徴収

仮特別徴収した税額を引いた残りを特別徴収

届出

ひばりヶ丘駅前出張所の駐輪場の利用開始

ひばりヶ丘駅前出張所に自転車でご来所される方には、大変ご不便をおかけしていましたが、駐輪場利用のための調整を行い、出張所の来所用駐輪場利用を開始することになりました。

利用時は駐車前に出張所で受付を行ってください。

ひばりヶ丘駅前出張所
(☎425-7577)

市民カードの引替窓口開設

自動交付機の利用を促進するため、印鑑登録証から市民カードへの引替えおよび新規暗証番号登録、セキュリティ強化のための暗証番号変更、生分解性プラスチックで作成された壊れやすい市民カード(番号が金色で、番号の先頭が『010』『011』)の引替えのための窓口を開設します。

時・場

11月7日(土)、21日(土)・保谷庁舎
11月14日(土)、28日(土)・田無庁舎
各日とも午前9時～午後5時

手続きに必要なもの

印鑑登録証、ほうや市民カード、西東京市民カードのうちいずれか
官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、旅券、住基カードなど)

暗証番号を登録または変更する場合は、必ず本人が来庁してください。

い。

破損カードを引替える場合の本人確認は、健康保険証や年金手帳、社員証などでも可能です。

官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方が暗証番号を登録する場合、照会方式(再度来庁が必要)即日登録のできる保証人登録制度があります。

代理人による引替申請は、代理人選任届(本人自筆、登録印を押印したもの)と代理人の本人確認のできるものが必須です。

市民課 田(☎460-9820)
保(☎438-4020)

国保・年金

国民健康保険「出産育児一時金」の改正

10月1日～平成23年3月31日までの間、次の点が改正されました。

支給額が変わります。

改正前 35万円

改正後 39万円(産科医療補償制度に加入している医療機関などで出産した場合は、42万円)

直接支払制度が始まります。

かかった出産費用に「出産育児一時金」をあてることができるよう、国民健康保険から医療機関などに「出産育児一時金」が直接支払われる制度が加わりました。原則として、この出産育児一時金の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくても良くなります。

手続きは出産される医療機関などでご確認ください。

健康年金課 田(☎460-9821)

国民健康保険高額療養費特別支給金

～該当される方には通知します～

月の途中で満75歳になられ、長寿医療制度に変わる月の高額療養費の負担限度額計算については、平成21年1月から、負担限度額を2分の1として判定する措置がとられています。平成20年4月から12月の間に75歳に達した方についても同様の計算で再度判定を行い、新たに支給額が生じる場合は、高額療養費特別支給金として支給することとなりました。

再判定の結果、該当される方には通知を差し上げますので、申請してください。

申請期限 平成22年2月1日(月)(期限までに申請がない場合、支給を受けることができません。)

健康年金課 田(☎460-9821)

国民健康保険被保険者証(保険証)を更新

10月1日から有効の保険証を9月中旬から世帯主あてに簡易書留でお送りしました。

配達日に不在のため、郵便局で保管されていた保険証が保管期間経過により戻ってきています。郵便物等お預かりのお知らせをお持ちの方は、お知らせと身分証明書(免許証、パスポート、旧保険証、医療証など)・印鑑を持参し、健康年金課(田無庁舎2階)でお受け取りください。

健康年金課 田(☎460-9822)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。

確定申告などで社会保険料控除として申告をする際には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合には、納付した方が社会保険料控除として申告することができます。

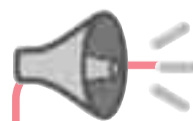
このため、9月30日(木)までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁から11月上旬に送付されます。

年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要になりますので、大切に保管してください。

武蔵野社会保険事務所

(☎0422-56-1411)

健康年金課 田(☎460-9825)



定時チャイム放送時間の変更

防災行政無線による定時チャイムの放送時間は、3月31日まで、午後4時30分の放送となります。

危機管理室 保(☎438-4010)